

生活サポート特約 [積立終身用] 特約条項

改 定 後	改 定 前								
<p>第 27 条（法令等の改正に伴う特約条項の変更）</p> <p>公的介護保険制度（別表 1「対象となる生活機能障害状態」の備考 10. 「13. 公的介護保険制度に基づく障害」）または難病の患者に対する医療等に関する法律（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令および難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則等を含みます。）（別表 1「対象となる生活機能障害状態」の備考 11. 「14. 特定の難病による障害」）の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から 6 カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。</p> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p>別表 1 対象となる生活機能障害状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. ～13.</td> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td>14. 特定の難病による障害</td> <td>特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの</td> </tr> </table> <p>備考 1. ～10. （省 略） 11. 「14. 特定の難病による障害」 「特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの」とは、表 1 に定める特定の難病のうちいずれかに罹患して表 2 の a～e のうち 2 項目以上に該当し、回復の見込みがないものをいいます。ただし、<u>進行性核上性麻痺</u>、<u>パーキンソン病</u>または<u>大脳皮質基底核変性症</u>の場合には、表 2 の a に該当した上で、b～e のうち 1 項目以上に該当し、回復の見込みがないものをいいます。</p>	1. ～13.	（省 略）	14. 特定の難病による障害	特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの	<p>第 27 条（法令等の改正に伴う特約条項の変更）</p> <p>公的介護保険制度（別表 1「対象となる生活機能障害状態」の備考 10. 「13. 公的介護保険制度に基づく障害」）または特定疾患治療研究事業（別表 1「対象となる生活機能障害状態」の備考 11. 「14. 特定の難病による障害」）の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日または制度の変更が実施される日から 6 カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>別表 1 対象となる生活機能障害状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. ～13.</td> <td style="text-align: center;">（同 左）</td> </tr> <tr> <td>14. 特定の難病による障害</td> <td style="text-align: center;">（同 左）</td> </tr> </table> <p>備考 1. ～10. （同 左） 11. 「14. 特定の難病による障害」 「特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの」とは、表 1 に定める特定の難病のうちいずれかに罹患して表 2 の a～e のうち 2 項目以上に該当し、回復の見込みがないものをいいます。ただし、<u>パーキンソン病</u>関連疾患の場合には、表 2 の a に該当した上で、b～e のうち 1 項目以上に該当し、回復の見込みがないものをいいます。</p>	1. ～13.	（同 左）	14. 特定の難病による障害	（同 左）
1. ～13.	（省 略）								
14. 特定の難病による障害	特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの								
1. ～13.	（同 左）								
14. 特定の難病による障害	（同 左）								

生活サポート特約〔積立終身用〕特約条項

改定後	改定前
<p>(表1) 特定の難病および罹患の判定</p> <p>特定の難病とは、平成26年10月21日厚生労働省告示第393号で指定されている疾患（平成27年1月1日現在）のうち、次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筋萎縮性側索硬化症 ・ 進行性核上性麻痺 ・ パーキンソン病 ・ 大脳皮質基底核変性症 ・ 多系統萎縮症 ・ 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） ・ プリオン病 <p>特定の難病に罹患したことの判定は、被保険者から当会社に対してその特定の難病にかかわる医療受給者証（注1）（有効期限内のもの）の提示があった場合に、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）において適用されている支給認定の基準に則して行ないます❶。ただし、被保険者が医療受給者証を提示できない相当の理由がある場合には、同証の提示がなくても判定することがあります。</p> <p>なお、上記によって特定の難病に罹患したと判定されなかった場合、特定疾患治療研究事業（注2）において適用されていた診断基準に則して判定を行ないます（パーキンソン病の場合は、同診断基準のほか、同事業の対象範囲にかかわるために則して行ないます）。</p> <p>備考</p> <p>❶ 被保険者が特定の難病について、特定疾患治療研究事業からの経過措置を適用されている場合は、特定疾患治療研</p>	<p>(表1) 特定の難病および罹患の判定</p> <p>特定の難病とは、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」に記載されている疾患（平成15年10月1日現在）のうち、次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筋萎縮性側索硬化症 ・ 脊髄小脳変性症 ・ パーキンソン病関連疾患 （特定疾患治療研究事業（注2）上の重症度および生活機能症度が重く、同事業の対象範囲となる程度以上の場合に限ります） ・ 多系統萎縮症 ・ プリオン病 <p>特定の難病に罹患したこと（パーキンソン病関連疾患の場合は、罹患および症状の程度）の判定は、被保険者から当会社に対してその特定の難病にかかわる特定疾患医療受給者証（注1）（有効期限内のもの）の提示があった場合に、特定疾患治療研究事業（注2）において適用されている診断基準に則して行ないます（パーキンソン病関連疾患の場合は、同診断基準のほか、同事業の対象範囲にかかわるために則して行ないます）。ただし、被保険者が特定疾患医療受給者証を提示できない相当の理由がある場合には、同証の提示がなくても判定することがあります。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

生活サポート特約 [積立終身用] 特約条項

改 定 後	改 定 前
<p>究事業において適用されていた診断基準に則して特定の難病に罹患したことの判定を行いません(パーキンソン病の場合は、同診断基準のほか、同事業の対象範囲にかかわるために則して行いません)。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(表 2)</p> <p>a. 歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から 5m 以上歩くこと) 杖、歩行器等の補助用具を使用したり、壁で手を支えたりしても、自分では歩行できず、他人が体を支える等の直接的な介護を要する。</p> <p>b. 衣服の着脱 (用意された衣服を着たり、脱いだりすること。収納場所からの出し入れ等は含まない) 補助用具を使用したり、衣服を工夫したりしても、自分では衣服の着脱ができず、他人が衣服を着せる等の直接的な介護を要する。</p> <p>c. 入浴 (浴槽を出入りすること。洗身や浴室への移動、衣服の着脱等は含まない) 補助用具を使用したり、浴槽を工夫したりしても、自分では入浴できず、他人が体を支える等の直接的な介護を要する。</p> <p>d. 食物の摂取 (用意された食物を食べること。調理・配膳・後片付け等は含まない) 補助用具を使用したり、食物を選定・工夫したりしても、自分では食物の摂取ができず、他人が食物を口に運ぶ等の直接的な介護を要する。</p> <p>e. 排泄の後始末 (大小便の排泄後の身体の汚れを拭き取ること) 補助用具を使用しても、自分では排泄の後始末ができず、他人が汚れを拭き取る等の直接的な介護を要する。</p> <p>(注) 上記について、時間帯や外的環境によって状況が異なる場合には、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。</p>	<p>(同 左)</p>

生活サポート特約 [積立終身用] 特約条項

改 定 後	改 定 前
<p>注1 医療受給者証 <u>「医療受給者証」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定される、支給認定を受けた指定難病の患者またはその保護者に都道府県より交付される受給者証をいいます。</u></p> <p>注2 特定疾患治療研究事業 「特定疾患治療研究事業」とは、厚生省が昭和47年10月に定めた「難病対策要綱」に基づき実施されていた難病対策のうち、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」により実施されていた事業をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>注1 特定疾患医療受給者証 <u>「特定疾患医療受給者証」とは、注2に定める特定疾患治療研究事業において、注3に定める公的医療保険制度の医療費助成の対象者に都道府県知事より交付される受給者証をいいます。なお、名称は都道府県により異なる場合があります。</u></p> <p>注2 特定疾患治療研究事業 「特定疾患治療研究事業」とは、厚生省が昭和47年10月に定めた「難病対策要綱」に基づき実施されている難病対策のうち、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」により実施されている事業をいいます。</p> <p>注3 公的医療保険制度 <u>「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>健康保険法</u> b. <u>国民健康保険法</u> c. <u>国家公務員共済組合法</u> d. <u>地方公務員等共済組合法</u> e. <u>私立学校教職員共済法</u> f. <u>船員保険法</u> g. <u>老人保健法</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>

※ 改定前の特約条項は2015年9月1日時点のものです。